

有田川町障害者活躍推進計画

機関名	有田川町・有田川町議会・有田川町教育委員会・有田川町消防本部
任命権者	有田川町長・有田川町議会議長・有田川町教育委員会教育長 有田川町消防長
期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日（5年間）
有田川町における障害者雇用に関する課題	有田川町においては、令和2年に有田川町障害者活躍推進計画を策定し、障害者雇用に取り組んだ結果、令和5年4月1日時点で法定雇用率を達成している状況である。 今後も法定雇用率の引き上げが見込まれ、障害者の積極的な雇用に継続し取り組む必要がある。
目標	
① 採用に関する目標	実雇用率が各年6月1日時点の法定雇用率を満たす採用数を確保する。 （令和6年6月1日時点）3.02％ （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
② 定着に関する目標	職場環境を理由とする不本意な離職を生じさせない。 （評価方法）人事・雇用記録をもとに把握・進捗管理を行う。
③ キャリア形成に関する目標	障害のある職員が担当する職務の拡大を図る。 （評価方法）年1回以上の面談を実施の上、人事記録をもとに把握する。
取組内容	
① 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として、有田川町役場総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）について、和歌山労働局等が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
② 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、和歌山労働局等に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
③ 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○新規に採用した障害者については、定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、または特定の障害に限定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 ○時間単位の年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。 ○障害者からの要望をふまえ、障害特性に配慮した職場介助等の支援を行う。 ○本人が希望する場合には、「精神障害者等の就労パスポート」の活用等により、就労支援機関等と障害特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。
④ その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。